

# 四半期報告書

(第11期第3四半期)

自 平成22年10月1日  
至 平成22年12月31日

エムスリー株式会社

# 目 次

頁

表 紙

## 第一部 企業情報

### 第1 企業の概況

1	主要な経営指標等の推移 .....	1
2	事業の内容 .....	2
3	関係会社の状況 .....	2
4	従業員の状況 .....	2

### 第2 事業の状況

1	生産、受注及び販売の状況 .....	3
2	事業等のリスク .....	4
3	経営上の重要な契約等 .....	4
4	財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	4

第3	設備の状況 .....	7
----	-------------	---

### 第4 提出会社の状況

#### 1 株式等の状況

(1)	株式の総数等 .....	7
(2)	新株予約権等の状況 .....	8
(3)	行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 .....	23
(4)	ライツプランの内容 .....	23
(5)	発行済株式総数、資本金等の推移 .....	23
(6)	大株主の状況 .....	23
(7)	議決権の状況 .....	24

2	株価の推移 .....	24
---	-------------	----

3	役員の状況 .....	24
---	-------------	----

第5	経理の状況 .....	25
----	-------------	----

#### 1 四半期連結財務諸表

(1)	四半期連結貸借対照表 .....	26
(2)	四半期連結損益計算書 .....	28
(3)	四半期連結キャッシュ・フロー計算書 .....	30

2	その他 .....	41
---	-----------	----

第二部	提出会社の保証会社等の情報 .....	42
-----	---------------------	----

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月9日
【四半期会計期間】	第11期第3四半期（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）
【会社名】	エムスリー株式会社
【英訳名】	M3, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷 村 格
【本店の所在の場所】	東京都港区芝大門二丁目5番5号
【電話番号】	03 (5408) 0800 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 辻 高 宏
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝大門二丁目5番5号
【電話番号】	03 (5408) 0800 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 辻 高 宏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第3四半期連結 累計期間	第11期 第3四半期連結 累計期間	第10期 第3四半期連結 会計期間	第11期 第3四半期連結 会計期間	第10期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (千円)	8,300,308	10,852,383	3,269,489	3,994,034	11,811,960
経常利益 (千円)	3,413,697	4,567,788	1,375,549	1,962,067	4,851,098
四半期(当期)純利益 (千円)	945,311	2,592,344	832,272	1,157,371	1,938,891
純資産額 (千円)	—	—	10,263,125	12,704,138	11,258,160
総資産額 (千円)	—	—	13,229,671	16,207,835	15,266,565
1株当たり純資産額 (円)	—	—	37,810.87	47,165.62	41,632.94
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	3,612.43	9,896.56	3,180.33	4,417.72	7,409.14
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	3,572.13	9,787.83	3,144.08	4,369.58	7,325.86
自己資本比率 (%)	—	—	74.8	76.2	71.4
営業活動によるキャッシ ュ・フロー (千円)	1,624,735	1,427,262	—	—	3,535,129
投資活動によるキャッシ ュ・フロー (千円)	△2,451,785	△1,174,118	—	—	△2,182,441
財務活動によるキャッシ ュ・フロー (千円)	△836,302	△936,330	—	—	△836,178
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	—	—	6,385,984	7,708,831	8,502,188
従業員数 (名)	—	—	253	319	259

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

なお、海外セグメントにおいて、平成22年11月19日付で、ヨーロッパ市場における調査事業を営むEMS Research Limitedの株式を取得したことから、同社は当社の連結子会社となりました。

## 3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
(連結子会社) EMS Research Limited	英国 ウィルトシャー州	1,000英ポンド	(海外) ヨーロッパ市場にお ける調査事業	100.0% (100.0%)	該当なし

(注) 1 主要な事業の内容欄の( )内は、セグメントの名称を記載しています。

2 議決権の所有割合欄の( )内は、間接所有割合で内数です。

## 4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数	322名 (155名)
------	-------------

(注) 1 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員数です。

2 従業員数が当第3四半期連結会計期間において24名増加しておりますが、主としてEMS Research Limitedを新たに連結子会社としたことによるものです。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数	103名 (28名)
------	------------

(注) 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員数です。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当社グループは、製品の生産を行っていないため、記載すべき事項はありません。

#### (2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	受注高 (千円)	前年同四半期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同四半期比 (%)
医療ポータル	—	—	—	—
エビデンスソリューション	95,205	34.0	4,843,695	+4.9
海外	—	—	—	—
報告セグメント計	95,205	34.0	4,843,695	+4.9
その他	—	—	—	—
合計	95,205	34.0	4,843,695	+4.9

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 医療ポータルセグメント、海外セグメント及びその他においては、受注生産を行っていないため記載しておりません。

3 エビデンスソリューションセグメントの受注高及び受注残高には、契約時において想定される条件に基づき算出した受注獲得見込額を含んでいます。また、環境変化等による当初契約条件等の見直しに伴う減額分を受注残高より控除しています。

#### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	前年同四半期比 (%)
医療ポータル (千円)	2,982,503	+25.7
エビデンスソリューション (千円)	491,396	+3.4
海外 (千円)	439,180	+25.0
報告セグメント計 (千円)	3,913,081	+22.3
その他 (千円)	80,953	+15.5
合計 (千円)	3,994,034	+22.2

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しています。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間における各販売先への当該割合が100分の10未満のため、記載を省略しています。

4 第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。なお、上記記載の前年同四半期比については参考情報です。

## 2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間における新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

## 3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

## 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において、入手可能な情報に基づいて当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものです。

### （1）業績の状況

当期においても医療従事者専門サイト「m3.com」の基盤強化を進め、医師会員は、当第3四半期連結会計期間において4千人増加の20万人に達しました。

既存サービスについては、顧客への各サービスの浸透も進み、順調に推移しました。製薬会社向けのマーケティング支援サービスは、国内主要製薬会社のほぼ全社が既にご利用されている基本的な「提携企業」サービス、

「m3.com」のプラットフォーム上で会員医師が主体的、継続的に高頻度で情報を受け取る「MR君」サービス、会員医師に対してメールで直接アプローチする「m3MT」サービスと、意図や用途により選べるサービスメニューを提供しています。

また、会員医療従事者を対象とした調査サービス、会員へ医療情報以外のライフサポート情報を提供する「QOL君」などの一般企業向けマーケティング支援サービス、一般の方々からの健康や疾病に関する質問に「m3.com」登録医師が回答する「AskDoctors」（<http://www.AskDoctors.jp/>）、女性のための健康管理・美容促進サポートサイト「AskMoon女性の医学」（<http://askmn.jp/>）、最新の心理学をベースとした心の健康管理サイト「AskMind★ココロ日記」（<http://askmd.jp/>）、診療所の経営をサポートする「m3.com 開業・経営」等の新規サービスの拡充も進めています。さらに、ITを活用した大規模臨床研究支援サービスを提供するメビックス株式会社（以下「メビックス」という）、医師、薬剤師向けの求人求職支援サービスを提供するエムスリーキャリア株式会社（以下「エムスリーキャリア」という）、クリニックの診療予約サービスを提供するアイチケット株式会社（以下「アイチケット」という）等、グループ会社も拡大しています。

米国においては、「MR君」の米国版である「M3 Messages」サービスの展開が順調に進み、現在、「がん」「リウマチ」「神経科」「循環器」「PCP」等の領域で、13社24薬剤の契約を締結しており、うち16薬剤でサービス提供中です。

さらに、平成22年11月には、ヨーロッパ全域に渡り約30万人の医師パネルを保有する英国の市場調査会社EMS Research Limited（以下、「EMS Research」という）を買収し、医療分野において100万人の医師パネルを持つグローバルな調査体制を構築しました。

当第3四半期連結会計期間の業績は、以下のとおりです。

（当期の業績）

（単位：百万円）

	平成22年3月期 第3四半期会計期間 （自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）	平成23年3月期 第3四半期会計期間 （自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）	比較増減		（参考） 前連結会計年度 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）
売上高	3,269	3,994	+724	+22.2%	11,811
営業利益	1,299	1,812	+512	+39.5%	4,803
経常利益	1,375	1,962	+586	+42.6%	4,851
四半期(当期)純利益	832	1,157	+325	+39.1%	1,938

(セグメントの業績)

(単位：百万円)

		(参考) 平成22年3月期 第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	平成23年3月期 第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	比較増減	
医療 ポータル	セグメント売上高	2,400	3,057	+657	+27.4%
	セグメント利益	1,501	1,851	+350	+23.3%
エビデンス ソリューション	セグメント売上高	475	491	+15	+3.4%
	セグメント利益	△79	19	+99	—
海外	セグメント売上高	351	439	+87	+25.0%
	セグメント利益	0	32	+31	+4,601.3%
その他	セグメント売上高	70	81	+10	+15.3%
	セグメント利益	12	163	+150	+1,188.7%
消去又は全社	セグメント売上高	(28)	(75)	—	—
	セグメント利益	(59)	(105)	—	—
合計	売上高	3,269	3,994	+724	+22.2%
	経常利益	1,375	1,962	+586	+42.6%

(注) 第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。なお、上記記載の前第3四半期連結会計期間の数値については参考情報です。

#### ① 医療ポータル

医療関連会社マーケティング支援分野の売上高は、1,874百万円(前年同期比11.9%増)となりました。eデジタル(会員向けに配信したメッセージ)量が伸びたこと等により、「MR君」サービスの売上高が前年同期比15%増となった等、全体としては前年同期比11.9%の増収となりました。

調査分野の売上高は362百万円(前年同期比42.9%増)となりました。企画型調査の拡大と提携企業との連携強化等の要因により好調に推移しました。

その他分野の売上高は、820百万円(前年同期比73.7%増)となりました。エムスリーキャリア設立が増収に貢献した他、「AskDoctors」をはじめとしたコンシューマ事業が好調に推移しました。

これらの結果、医療ポータルセグメントの売上高は、3,057百万円(前年同期比27.4%増)となりました。

売上原価と販売費及び一般管理費の総額は、エムスリーキャリア設立等のエムスリーグループ業容拡大に伴う人件費増加及びサービス拡大に伴う会員向けポイント関連費用の増加等の要因により、1,190百万円(前年同期比28.4%増)となりました。

以上の結果、医療ポータルのセグメント利益は1,851百万円(前年同期比23.3%増)となりました。

#### ② エビデンスソリューション

エビデンスソリューションセグメントにおいては、既存の大規模臨床試験の契約に伴う収益が中心となり、売上高491百万円、セグメント利益19百万円となりました。構造改革の進展によるコスト削減や、エムスリーとメビックスのシナジー効果が順調に拡大したこと等により、第2四半期連結会計期間(7月～9月の3ヶ月間)に続き、当第3四半期連結会計期間(10月～12月の3ヶ月間)においてもセグメント利益は黒字となりました。

#### ③ 海外

北米の売上高は、「M3 Messages」サービスの導入が着実に進行したことに加え、調査事業が好調に推移したことにより、409百万円(前年同期比25.6%増)となりました。また、韓国においても順調に事業が推移した結果、為替変動のマイナスの影響(35百万円)を吸収し、海外セグメントの売上高は439百万円(前年同期比25.0%増)となりました。

また、EMS Research買収に伴う法務デューデリジェンス費用36百万円を計上した他、「M3 Messages」サービス拡大等のための費用の増加を吸収し、海外セグメントの利益は32百万円(前年同期比4,601.3%増)となりました。

④ その他

その他セグメントの売上高は、アイチケットのサービス拡大により、売上高81百万円（前年同期比15.3%増）となりました。

また、投資有価証券の売却益を140百万円計上したこと等により、セグメント利益は163百万円（前年同期比1,188.7%増）となりました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間における当社グループの売上高は3,994百万円（前年同期比22.2%増）、営業利益は1,812百万円（前年同期比39.5%増）、経常利益は1,962百万円（前年同期比42.6%増）、四半期純利益は1,157百万円（前年同期比39.1%増）となりました。

(2) 資産、負債及び純資産の状況

資産合計は、前連結会計年度末比941百万円増の16,207百万円となりました。法人税等の支払等により現金及び預金が664百万円減少した一方、業容拡大及びEMS Researchの新規連結の影響等により売掛金が641百万円増加した結果、流動資産は前連結会計年度末比36百万円減の11,720百万円となりました。また、EMS Researchの新規連結に伴うのれん等の計上により無形固定資産が469百万円増加したこと、及び、株式会社翻訳センターへの出資等により投資有価証券が343百万円増加したことを主な要因に、固定資産は977百万円増の4,487百万円となりました。

負債合計は、前連結会計年度末比504百万円減の3,503百万円となりました。法人税の支払等により未払法人税等が604百万円減少したことを主な要因に、流動負債は731百万円減の3,063百万円となりました。固定負債は、EMS Research株式取得に伴う条件付取得対価の債務の計上等により、前連結会計年度末比226百万円増の440百万円となりました。

純資産合計は、前連結会計年度末比1,445百万円増の12,704百万円となりました。四半期純利益2,592百万円を計上した一方、剰余金配当942百万円を行ったこと等により利益剰余金が1,603百万円増加したことが主な要因です。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、第2四半期連結会計期間末残高より92百万円増加し、7,708百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、467百万円の収入（前年同期比62百万円の収入増）となりました。収入の主な内訳は、税金等調整前四半期純利益1,952百万円であり、支出の主な内訳は、法人税等の支払額1,133百万円です。

投資活動によるキャッシュ・フローは、350百万円の支出（前年同期比161百万円の支出減）となりました。EMS Researchへの出資に伴い、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出241百万円等が発生しています。

財務活動によるキャッシュ・フローは、株式の発行による収入等により0.3百万円の収入（前年同期比30百万円の収入増）となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、重要な設備の新設、除却等の計画について重要な変更等はありません。  
また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

### 第4【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	960,000
計	960,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	262,020	262,020	東京証券取引所 (市場第一部)	当社は単元株制度を 採用していません。
計	262,020	262,020	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

①第1回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成16年6月9日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（注1）	454個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注2）	2,724株
新株予約権の行使時の払込金額（注3）	1株当たり 35,567円
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 35,567円 資本組入額 17,784円
新株予約権の行使の条件	①当社普通株式にかかる株券が東京証券取引所に上場され、またはいずれかの証券取引所に上場されている場合（これらの場合を「株式の公開」という。）に限り、新株予約権を行使することができるものとする。 ②各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ③これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとします。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

2 注記1により各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとします。

3 当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除きます。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行（処分）前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）による増加株式数}}$$

上記の他、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

②第2回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成16年7月31日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（注1）	34個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注2）	204株
新株予約権の行使時の払込金額（注3）	1株当たり 172,942円
新株予約権の行使期間	平成18年11月11日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 172,942円 資本組入額 86,471円
新株予約権の行使の条件	①当社普通株式にかかる株券が東京証券取引所に上場され、またはいずれかの証券取引所に上場されている場合（これらの場合を「株式の公開」という。）に限り、新株予約権を行使することができるものとする。 ②各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ③これらの詳細条件及びその他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとします。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

2 注記1により各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとします。

3 当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除きます。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行（処分）前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）による増加株式数}}$$

上記の他、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

③第3回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成16年7月31日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（注1）	45個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注2）	270株
新株予約権の行使時の払込金額（注3）	1株当たり 190,202円
新株予約権の行使期間	平成19年2月21日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 190,202円 資本組入額 95,101円
新株予約権の行使の条件	①当社普通株式にかかる株券が東京証券取引所に上場され、またはいずれかの証券取引所に上場されている場合（これらの場合を「株式の公開」という。）に限り、新株予約権を行使することができるものとする。 ②各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ③これらの詳細条件及びその他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとします。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

2 注記1により各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとします。

3 当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除きます。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行（処分）前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）による増加株式数}}$$

上記の他、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

④第4回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成16年7月31日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（注1）	21個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注2）	42株
新株予約権の行使時の払込金額（注3）	1株当たり 408,500円
新株予約権の行使期間	平成19年5月13日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 408,500円 資本組入額 204,250円
新株予約権の行使の条件	①当社普通株式にかかる株券が東京証券取引所に上場され、またはいずれかの証券取引所に上場されている場合（これらの場合を「株式の公開」という。）に限り、新株予約権を行使することができるものとする。 ②各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ③これらの詳細条件及びその他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとします。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

2 注記1により各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとします。

3 当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除きます。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行（処分）前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）による増加株式数}}$$

上記の他、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

⑤第5回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成17年6月20日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数	4個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	8株
新株予約権の行使時の払込金額（注）	1株当たり 378,325円
新株予約権の行使期間	平成19年8月29日～平成27年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 378,325円 資本組入額 189,163円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注） 新株予約権発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

⑥第6回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成17年6月20日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数	4個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	8株
新株予約権の行使時の払込金額（注）	1株当たり 490,000円
新株予約権の行使期間	平成19年11月21日～平成27年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 490,000円 資本組入額 245,000円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注） 新株予約権発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

⑦第7回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成17年6月20日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数	272個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	544株
新株予約権の行使時の払込金額（注）	1株当たり 561,150円
新株予約権の行使期間	平成20年3月22日～平成27年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 561,150円 資本組入額 280,575円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注） 新株予約権発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

⑧第8回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成17年6月20日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数	30個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	60株
新株予約権の行使時の払込金額（注）	1株当たり 547,546円
新株予約権の行使期間	平成20年4月24日～平成27年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 547,546円 資本組入額 273,773円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注） 新株予約権発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

⑨第9回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成18年6月20日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数	34個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注1）	34株
新株予約権の行使時の払込金額（注2）	1株当たり 455,000円
新株予約権の行使期間	平成21年1月25日～平成28年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（注3）	発行価格 692,818円 資本組入額 346,409円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）

（注）1 株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

上記のほか、決議日後、各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で各新株予約権の目的たる株式の数を調整します。

2 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株式へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整します。

3 発行価格は、行使時の払込金額455,000円と新株予約権の付与日における公正な評価額237,818円を合算しています。

4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

i 交付する再編対象会社の新株予約権

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定します。

- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- v 新株予約権を行使することができる期間  
残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
  - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 a 記載の資本金等増加限度額から上記 a に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- viii 新株予約権の取得条項  
(a)再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(b)新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することもしくは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(c)再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、(d)再編対象会社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または(e)再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、再編対象会社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

⑩第10回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成20年6月23日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数	160個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注1）	160株
新株予約権の行使時の払込金額（注2）	1株当たり 405,318円
新株予約権の行使期間	平成22年8月27日～平成30年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（注3）	発行価格 604,573円 資本組入額 302,287円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）

（注）1 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

- 2 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当てを行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整します。

- 3 発行価格は、行使時の払込金額405,318円と新株予約権の付与日における公正な評価額199,255円を合算しています。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定します。

- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- v 新株予約権を行使することができる期間  
残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
  - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- viii 新株予約権の取得条項  
(a)再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(b)新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することもしくは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(c)再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、(d)再編対象会社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または(e)再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、再編対象会社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

⑪第11回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成20年6月23日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数	11個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注1）	11株
新株予約権の行使時の払込金額（注2）	1株当たり 333,000円
新株予約権の行使期間	平成23年5月29日～平成30年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（注3）	発行価格 500,088円 資本組入額 250,044円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）

（注）1 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

2 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当てを行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整します。

3 発行価格は、行使時の払込金額333,000円と新株予約権の付与日における公正な評価額167,088円を合算しています。

4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

i 交付する再編対象会社の新株予約権

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定します。

- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- v 新株予約権を行使することができる期間  
残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
  - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- viii 新株予約権の取得条項  
(a)再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(b)新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することもしくは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(c)再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、(d)再編対象会社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または(e)再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、再編対象会社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

⑫第12回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成21年6月22日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数	135個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注1）	135株
新株予約権の行使時の払込金額（注2）	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日～平成51年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（注3）	発行価格 264,208円 資本組入額 132,104円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）

（注）1 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

2 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当てを行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整します。

3 発行価格は、行使時の払込金額1円と新株予約権の付与日における公正な評価額264,207円を合算しています。

4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

i 交付する再編対象会社の新株予約権

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定します。

- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とします。
- v 新株予約権を行使することができる期間  
残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
  - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- viii 新株予約権の取得条項  
(a)再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(b)新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することもしくは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(c)再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、(d)再編対象会社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または(e)再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、再編対象会社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日 (注)	36	262,020	640	1,197,787	640	1,426,182

(注) 新株予約権の行使による増加です。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

### (7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

#### ① 【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 261,984	261,984	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	261,984	—	—
総株主の議決権	—	261,984	—

#### ② 【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	375,000	352,000	369,000	406,000	403,500	398,000	376,500	426,500	444,500
最低（円）	315,000	311,000	341,000	347,000	361,000	363,000	350,000	356,000	399,000

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）及び前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年12月31日）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年12月31日）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）及び前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年12月31日）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年12月31日）に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社は金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）及び前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年12月31日）に係る四半期報告書の訂正報告書（提出日：平成22年7月30日）を提出しておりますが、訂正後の四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受け、四半期レビュー報告書を受領しています。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	8,116,130	8,780,249
受取手形及び売掛金	2,848,911	2,207,849
商品	3,782	4,209
仕掛品	158,685	114,629
その他	624,927	663,341
貸倒引当金	△31,664	△13,013
流動資産合計	11,720,771	11,757,265
固定資産		
有形固定資産	※1 151,919	※1 134,096
無形固定資産		
のれん	1,929,315	1,784,879
その他	587,729	262,939
無形固定資産合計	2,517,045	2,047,818
投資その他の資産		
投資有価証券	1,225,221	881,634
その他	714,428	445,749
貸倒引当金	△121,550	—
投資その他の資産合計	1,818,099	1,327,384
固定資産合計	4,487,064	3,509,300
資産合計	16,207,835	15,266,565
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	631,354	653,161
未払法人税等	766,457	1,371,452
ポイント引当金	532,279	370,670
その他の引当金	95,217	84,044
その他	1,037,780	1,315,059
流動負債合計	3,063,089	3,794,387
固定負債		
退職給付引当金	10,688	9,415
繰延税金負債	40,996	132,081
その他	388,922	72,520
固定負債合計	440,607	214,017
負債合計	3,503,696	4,008,405

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,197,787	1,190,810
資本剰余金	1,426,182	1,419,205
利益剰余金	9,725,585	8,121,666
株主資本合計	12,349,556	10,731,682
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	117,356	233,229
為替換算調整勘定	△108,576	△68,237
評価・換算差額等合計	8,780	164,991
新株予約権	53,160	39,029
少数株主持分	292,641	322,456
純資産合計	12,704,138	11,258,160
負債純資産合計	16,207,835	15,266,565

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
売上高	8,300,308	10,852,383
売上原価	2,364,812	2,901,234
売上総利益	5,935,495	7,951,149
販売費及び一般管理費	※1 2,579,194	※1 3,476,071
営業利益	3,356,301	4,475,077
営業外収益		
投資有価証券売却益	57,169	140,446
その他	28,671	35,829
営業外収益合計	85,841	176,275
営業外費用		
為替差損	22,386	74,566
その他	6,058	8,997
営業外費用合計	28,444	83,564
経常利益	3,413,697	4,567,788
特別利益		
持分変動利益	99,972	71,203
持分法による投資利益	—	59,629
その他	—	5,787
特別利益合計	99,972	136,621
特別損失		
持分変動損失	6,130	—
のれん一時償却額	※2 1,009,908	—
固定資産除却損	18,288	—
貸倒引当金繰入額	—	141,677
事務所移転費用	3,274	—
その他	—	72,786
特別損失合計	1,037,601	214,464
税金等調整前四半期純利益	2,476,068	4,489,945
法人税、住民税及び事業税	1,545,102	1,852,472
法人税等調整額	△16,296	9,793
法人税等合計	1,528,806	1,862,266
少数株主損益調整前四半期純利益	—	2,627,679
少数株主利益	1,950	35,334
四半期純利益	945,311	2,592,344

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
売上高	3,269,489	3,994,034
売上原価	985,568	971,537
売上総利益	2,283,920	3,022,497
販売費及び一般管理費	*1 984,532	*1 1,210,204
営業利益	1,299,387	1,812,292
営業外収益		
投資有価証券売却益	50,943	140,446
その他	26,535	27,100
営業外収益合計	77,478	167,546
営業外費用		
為替差損	—	15,855
その他	1,316	1,915
営業外費用合計	1,316	17,771
経常利益	1,375,549	1,962,067
特別利益		
持分変動利益	79,978	71,203
特別利益合計	79,978	71,203
特別損失		
投資有価証券評価損	—	29,400
固定資産除却損	18,288	—
貸倒引当金繰入額	—	28,565
事務所移転費用	3,274	—
課徴金	—	22,999
特別損失合計	21,562	80,965
税金等調整前四半期純利益	1,433,965	1,952,306
法人税、住民税及び事業税	588,902	771,608
法人税等調整額	2,624	△5,260
法人税等合計	591,527	766,348
少数株主損益調整前四半期純利益	—	1,185,957
少数株主利益	10,165	28,585
四半期純利益	832,272	1,157,371

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	2,476,068	4,489,945
減価償却費	93,082	123,797
のれん償却額	100,207	155,779
のれん一時償却額	1,009,908	—
投資有価証券評価損益 (△は益)	—	29,400
投資有価証券売却損益 (△は益)	△57,169	△140,446
固定資産除却損	18,510	3,823
投資事業組合運用損益 (△は益)	1,723	376
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	5,048	150,655
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	112,925	162,435
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	2,832	2,602
その他の引当金の増減額 (△は減少)	△5,327	16,356
受取利息及び受取配当金	△17,726	△16,828
為替差損益 (△は益)	22,386	74,566
持分法による投資損益 (△は益)	△4,545	△75,690
持分変動損益 (△は益)	△93,842	△71,203
売上債権の増減額 (△は増加)	△175,575	△471,077
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△17,661	△83,292
前受金の増減額 (△は減少)	△187,089	△378,403
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	117,731	46,906
仕入債務の増減額 (△は減少)	93,692	△89,988
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△101,360	△26,155
その他	22,161	△8,615
小計	3,415,980	3,894,942
利息及び配当金の受取額	17,825	19,013
法人税等の支払額	△1,809,070	△2,486,694
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,624,735	1,427,262
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△60,169	△108,183
定期預金の払戻による収入	4,662	50,000
拘束性預金の預入による支出	—	△264,798
有形固定資産の取得による支出	△40,309	△48,890
無形固定資産の取得による支出	△83,790	△123,383
敷金及び保証金の差入による支出	△79,626	△253,905
敷金及び保証金の回収による収入	86,556	118,424
投資有価証券の取得による支出	△125,000	△416,616
投資有価証券の売却による収入	27,495	160,503
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△1,653,964	△241,077
子会社株式の取得による支出	△416,290	—
貸付けによる支出	△112,579	△49,865
その他	1,231	3,674
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,451,785	△1,174,118
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入	5,188	13,954
配当金の支払額	△859,041	△939,510
少数株主からの払込みによる収入	32,250	—
少数株主への配当金の支払額	△14,700	△10,773
財務活動によるキャッシュ・フロー	△836,302	△936,330

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物に係る換算差額	47,359	△51,006
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△1,615,993	△734,192
現金及び現金同等物の期首残高	8,001,977	8,502,188
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	—	△59,164
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 6,385,984	※1 7,708,831

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 第2四半期連結会計期間より、M3 Korea Co., Ltd. については第2四半期連結会計期間において清算終了したことから、クリノグラフィ株式会社については重要性が低下したことから、連結の範囲から除外しています。また、当第3四半期連結会計期間より、EMS Research Limitedについては新たに株式を取得したことから、連結の範囲に含めています。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 7社</p>
2 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社の変更 第2四半期連結会計期間より、株式会社翻訳センターについては新たに株式を取得したことから、持分法適用の範囲に含めています。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 4社</p>
3 連結子会社の四半期決算日等に関する事項の変更	<p>当第3四半期連結会計期間より連結子会社としたEMS Research Limitedの第3四半期決算日は3月31日です。四半期連結財務諸表作成に当たって、EMS Research Limitedについては11月30日現在の財務諸表を使用しています。ただし、四半期連結決算日(12月31日)までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。</p>
4 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「資産除去債務に関する会計基準」の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益はそれぞれ5,111千円減少し、税金等調整前四半期純利益は11,548千円減少しています。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は、42,696千円です。</p> <p>(2) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用し、連結決算上必要な調整を行っています。 なお、これによる当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微です。</p> <p>(3) 「企業結合に関する会計基準」等の適用 当第3四半期連結会計期間において、企業結合等が行われたことに伴い、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、199,620千円です。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、221,763千円です。

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)																
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">報酬・給与</td> <td style="text-align: right;">808,225千円</td> </tr> <tr> <td>販売促進費</td> <td style="text-align: right;">512,881千円</td> </tr> <tr> <td>ポイント引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">112,934千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">20,626千円</td> </tr> </table>	報酬・給与	808,225千円	販売促進費	512,881千円	ポイント引当金繰入額	112,934千円	賞与引当金繰入額	20,626千円	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">報酬・給与</td> <td style="text-align: right;">1,008,469千円</td> </tr> <tr> <td>販売促進費</td> <td style="text-align: right;">654,756千円</td> </tr> <tr> <td>ポイント引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">162,480千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">38,641千円</td> </tr> </table>	報酬・給与	1,008,469千円	販売促進費	654,756千円	ポイント引当金繰入額	162,480千円	賞与引当金繰入額	38,641千円
報酬・給与	808,225千円																
販売促進費	512,881千円																
ポイント引当金繰入額	112,934千円																
賞与引当金繰入額	20,626千円																
報酬・給与	1,008,469千円																
販売促進費	654,756千円																
ポイント引当金繰入額	162,480千円																
賞与引当金繰入額	38,641千円																
※2 のれん一時償却額については、連結子会社メビックス株式会社が平成22年4月30日に実施した過年度決算の訂正を発端として買収価格に与えたであろう影響を精査した結果、買収時に使用したメビックス株式会社の財務情報が不適切であったために買収価格算定の前提が覆り、取得対価のうち過大であった部分を損失処理したものです。	—																

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)												
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">報酬・給与</td> <td style="text-align: right;">308,329千円</td> </tr> <tr> <td>販売促進費</td> <td style="text-align: right;">205,359千円</td> </tr> <tr> <td>ポイント引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">57,866千円</td> </tr> </table>	報酬・給与	308,329千円	販売促進費	205,359千円	ポイント引当金繰入額	57,866千円	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">報酬・給与</td> <td style="text-align: right;">365,931千円</td> </tr> <tr> <td>販売促進費</td> <td style="text-align: right;">219,975千円</td> </tr> <tr> <td>ポイント引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">77,769千円</td> </tr> </table>	報酬・給与	365,931千円	販売促進費	219,975千円	ポイント引当金繰入額	77,769千円
報酬・給与	308,329千円												
販売促進費	205,359千円												
ポイント引当金繰入額	57,866千円												
報酬・給与	365,931千円												
販売促進費	219,975千円												
ポイント引当金繰入額	77,769千円												

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)
現金及び預金勘定 6,652,429千円	現金及び預金勘定 8,116,130千円
預入期間3ヶ月超の定期預金 $\Delta$ 266,445千円	預入期間3ヶ月超の定期預金 $\Delta$ 302,220千円
現金及び現金同等物 6,385,984千円	拘束性預金 $\Delta$ 105,078千円
	現金及び現金同等物 7,708,831千円

## (株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

## 1 発行済株式の種類及び総数

普通株式 262,020株

## 2 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 53,160千円

(注) スtock・オプションとしての新株予約権の一部は、権利行使期間の初日が到来していません。

## 3 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年4月27日 取締役会	普通株式	942,235	3,600	平成22年3月31日	平成22年6月7日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

	医療ポータル (千円)	エビデンス ソリューション (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	2,794,050	475,439	3,269,489	—	3,269,489
(2) セグメント間の内部売上高 または振替高	2,469	—	2,469	(2,469)	—
計	2,796,519	475,439	3,271,959	(2,469)	3,269,489
営業利益（△損失）	1,485,154	△84,674	1,400,480	(101,092)	1,299,387

前第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

	医療ポータル (千円)	エビデンス ソリューション (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	7,384,997	915,311	8,300,308	—	8,300,308
(2) セグメント間の内部売上高 または振替高	2,469	—	2,469	(2,469)	—
計	7,387,466	915,311	8,302,778	(2,469)	8,300,308
営業利益（△損失）	3,925,036	△265,118	3,659,918	(303,616)	3,356,301

(注) 1 事業区分の方法

事業は、事業の製造方法及び製造過程の類似性を考慮して区分しています。

2 各区分に属する主要な事業

事業区分	主要事業
医療ポータル	MR君等の医療関連会社向けマーケティング支援、調査、AskDoctors等の コンシューマ向けサービス、QOL君・開業経営サービス等の非製薬会社向 けマーケティング支援等
エビデンスソリューション	CapToolを活用した臨床研究支援等の臨床研究等に関連する事業等

3 事業区分の方法の変更

当社グループは、従来、インターネットを利用した医療関連事業に特化しており1つのセグメントしかありませんでしたが、第1四半期連結会計期間より大規模臨床研究支援事業を営むメビックス株式会社を新たに連結の範囲に含めたことに伴い、従来のインターネットを利用した医療関連事業を「医療ポータル」セグメントとし、メビックス株式会社の連結化に伴い新たに加わる大規模臨床研究支援事業等を「エビデンスソリューション」セグメントとしました。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

	日本 (千円)	北米 (千円)	その他の地域 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	2,918,143	326,023	25,322	3,269,489	—	3,269,489
(2) セグメント間の内部売上高 または振替高	24,952	—	—	24,952	(24,952)	—
計	2,943,096	326,023	25,322	3,294,442	(24,952)	3,269,489
営業利益（△損失）	1,404,894	△7,639	4,934	1,402,190	(102,802)	1,299,387

前第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

	日本 (千円)	北米 (千円)	その他の地域 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	7,502,270	737,703	60,334	8,300,308	—	8,300,308
(2) セグメント間の内部売上高 または振替高	68,463	—	1,782	70,245	(70,245)	—
計	7,570,733	737,703	62,116	8,370,553	(70,245)	8,300,308
営業利益（△損失）	3,716,373	△52,153	△944	3,663,275	(306,973)	3,356,301

(注) 1 国または地域は、地理的近接度により区分しています。

2 日本以外の区分に属する主な国または地域は次のとおりです。

北米：米国

その他の地域：韓国

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

	北米	その他の地域	計
I 海外売上高（千円）	326,023	25,322	351,345
II 連結売上高（千円）			3,269,489
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	9.9	0.8	10.7

前第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

	北米	その他の地域	計
I 海外売上高（千円）	737,703	60,334	798,037
II 連結売上高（千円）			8,300,308
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	8.9	0.7	9.6

(注) 1 国または地域は、地理的近接度により区分しています。

2 各区分に属する主な国または地域は次のとおりです。

北米：米国

その他の地域：韓国

3 海外売上高は、連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高です。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分に関する意思決定を行い、かつ、業績評価をするために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

「医療ポータル」セグメントは、医療従事者専門サイトm3.comの会員基盤を利用した医療関連会社向けマーケティング支援や調査等の各種サービスを提供しています。「エビデンスソリューション」セグメントは、大規模臨床研究支援事業等を行っています。「海外」セグメントは、米国及び韓国等での医療従事者専門サイトを活用した医療関連会社向けマーケティング支援や調査等の各種サービスを提供しています。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	医療ポータル	エビデンス ソリューション	海外	計		
売上高						
外部顧客への売上高	8,013,103	1,473,932	1,143,253	10,630,289	222,094	10,852,383
セグメント間の内部売上高 または振替高	218,345	—	—	218,345	589	218,934
計	8,231,449	1,473,932	1,143,253	10,848,634	222,683	11,071,318
セグメント利益（△損失）	4,757,468	△28,434	68,604	4,797,637	163,794	4,961,432

当第3四半期連結会計期間（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	医療ポータル	エビデンス ソリューション	海外	計		
売上高						
外部顧客への売上高	2,982,503	491,396	439,180	3,913,081	80,953	3,994,034
セグメント間の内部売上高 または振替高	75,344	—	—	75,344	163	75,507
計	3,057,847	491,396	439,180	3,988,425	81,116	4,069,542
セグメント利益	1,851,485	19,890	32,191	1,903,567	163,669	2,067,236

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、医療機関向け各種情報提供サービス事業等を含んでいます。

なお、当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間においては、報告セグメントに含まれない事業セグメントには、関連会社にかかる投資有価証券売却益140,446千円が含まれています。

3 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容  
(差異調整に関する事項)

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

利益	金額(単位:千円)
報告セグメント計	4,797,637
「その他」の区分の利益	163,794
セグメント間取引消去	△484
全社費用(注)	△393,159
四半期連結損益計算書の経常利益	4,567,788

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

利益	金額(単位:千円)
報告セグメント計	1,903,567
「その他」の区分の利益	163,669
セグメント間取引消去	18,818
全社費用(注)	△123,986
四半期連結損益計算書の経常利益	1,962,067

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の管理部門にかかる費用です。

4 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報  
該当事項はありません。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しています。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

パーチェス法の適用(EMS Research Limitedの取得)

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称	EMS Research Limited
被取得企業の事業の内容	ヨーロッパ市場における調査事業
企業結合を行った主な理由	英国、ドイツを中心としたヨーロッパ地域における調査ネットワークを取得し、グローバルな医師調査パネルを構築するため。
企業結合日	平成22年11月19日
企業結合の法的形式	当社100%子会社であるM3 USA Corporationによる株式取得
結合後企業の名称	EMS Research Limited
取得した議決権比率	100.0%

(2) 四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成22年12月31日をみなし取得日としており、四半期連結損益計算書に被取得企業の業績は含まれておりません。

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

被取得企業の取得原価 669,659千円

取得原価の内訳

株式取得対価(現金) 241,077千円

株式取得対価(未払部分) 26,786千円

株式取得対価(条件付取得対価) 401,795千円

(注) 株式取得対価(条件付取得対価)は、取得会社である海外子会社が米国会計基準に基づき計上した、特定のマイルストーン達成に伴い発生する条件付取得対価の公正価値です。

(4) 発生したのれんの金額等

のれん金額 316,971千円

発生原因 EMS Researchの今後の事業展開によって期待される将来の収益力に関連して発生したもの

償却方法及び償却期間 のれん金額については、20年間で均等償却しています。

なお、取得原価の配分は完了しておらず、当第3四半期連結財務諸表作成時点における入手可能な合理的情報に基づいて、暫定的な会計処理を行っています。

(5) 当該企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定したときの当第3四半期連結累計期間の売上高等の概算額

売上高等に及ぼす影響の概算額は軽微であるため記載を省略しています。

## (1株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	47,165.62円	1株当たり純資産額	41,632.94円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	12,704,138	11,258,160
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	345,802	361,486
(うち新株予約権)	(53,160)	(39,029)
(うち少数株主持分)	(292,641)	(322,456)
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額(千円)	12,358,336	10,896,673
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期末(期末)の普通株式の数(株)	262,020	261,732

## 2 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	3,612.43円	1株当たり四半期純利益金額	9,896.56円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	3,572.13円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	9,787.83円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	945,311	2,592,344
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	945,311	2,592,344
期中平均株式数(株)	261,683	261,944
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	2,952	2,910
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	3,180.33円	1株当たり四半期純利益金額	4,417.72円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	3,144.08円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	4,369.58円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	832,272	1,157,371
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	832,272	1,157,371
期中平均株式数(株)	261,694	261,984
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	3,017	2,886
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

#### (重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

##### 新株予約権の発行

平成22年6月21日開催の第10回定時株主総会及び平成23年1月25日開催の取締役会決議に基づき、当社の取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役に対して、ストック・オプションとして、平成23年1月26日付で新株予約権を割り当てることを決議しています。

当該新株予約権の詳細は次のとおりです。

- (1) 新株予約権の数 150個
- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式
- (3) 新株予約権の目的となる株式の数 150株
- (4) 新株予約権の行使時の払込金額 1株当たり1円
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額  
発行価格 364,352円(注)  
資本組入額 182,176円

(注) 発行価格は、行使時の払込金額1円と新株予約権の付与日における公正な評価額364,351円を合算しています。

##### (6) 新株予約権の行使の条件

- ①各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ②詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

##### (7) 新株予約権の譲渡に関する事項

当社取締役会の承認を要する。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年7月30日

エムスリー株式会社  
(旧会社名 ソネット・エムスリー株式会社)  
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 善場 秀明  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエムスリー株式会社（旧会社名 ソネット・エムスリー株式会社）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、エムスリー株式会社（旧会社名 ソネット・エムスリー株式会社）及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 追記情報

「第5 経理の状況 2. 監査証明について」に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき四半期連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の四半期連結財務諸表について四半期レビューを行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月9日

エムスリー株式会社  
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 善場 秀明  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエムスリー株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、エムスリー株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。